

ドコモでんき d ポイント提供条件

1. (本提供条件の適用)

1. 株式会社NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が取次ぎとして販売し、NTT アノードエナジー株式会社が小売電気事業者として電気を供給するドコモでんき（以下「ドコモでんき」といいます。）の契約者（ドコモでんき供給約款（以下「約款」といいます。）に定める需給契約の契約者をいい、以下「お客さま」といいます。）に対し、この「ドコモでんき d ポイント提供条件」（以下「本提供条件」といいます。）に基づき、d ポイントの進呈（以下「本施策」といいます。）を行います。お客さまは、本提供条件の内容に同意したうえで、本施策をご利用いただくものとします。
2. 本提供条件で使用する用語の意味は、本提供条件に別段の定めがある場合を除き、約款および当社が別に定める d ポイントクラブ会員規約（以下「d ポイント会員規約」といいます。以下、これらを併せて「関連規定」といいます。）に定めるところによります。
3. 本提供条件は、d ポイント会員規約の特約の一部として構成され、本提供条件に定めのない事項は、d ポイント会員規約および d ポイントクラブサイトの定めるところによるものとします。
4. 本提供条件と関連規定との間に矛盾、抵触が生じた場合は、本提供条件を優先して適用するものとします。

2. (本施策の概要)

本施策は、d ポイント会員規約に定める d ポイントクラブ会員（以下「d ポイントクラブ会員」といいます。）であるお客さまが、以下いずれかの条件を満たした場合に、ドコモでんきの利用料金（以下「料金」といいます。）に応じて、d ポイント会員規約および本提供条件の定めに従い、d ポイントを進呈することをその内容とします。

- (1) お客さまが回線契約を締結している場合：需給契約と対になる回線契約（以下「特定回線」といいます。）の携帯電話番号を当社に届け出ること、または、当社が別に定める d アカウント規約に基づき当社が発行したキャリアフリー d アカウント（以下「キャリアフリー d アカウント」といいます。）を当社に届け出ること
- (2) お客さまが回線契約を締結していない場合：当社が別に定める d アカウント規約に基づき当社が発行したキャリアフリー d アカウントを当社に届け出ること

3. (d ポイントの進呈)

1. 当社は、料金に応じ、本条各項の定めに従って計算された d ポイントを、d ポイントクラブ会員に進呈します。なお、進呈数を計算する際のポイント進呈対象料金の最小単位は 100 円とし、100 円未満が生じる場合は切り捨てるものとします。
2. 当社は、当社が d ポイントを付与する日の属する月の初日（以下「会員判定日」といいます。）の時点において、お客さまが d ポイントクラブ会員である場合、約款に定める料金の算定期間における料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税および地方消費税相当額、工事費ならびに手数料その他当社が指定する金額を除いた額（以下「本対象額」といいます。）に対し、当社が d ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「還元率判定日」といいます。）におけるお客さまの回線契約および d カードのご契約状態に応じて適用される下表の還元率（以下「還元率」といいます。）を乗じる方法により d ポイントのポイント数を計算します。なお、約款に定める検針期間中に契約種別、料金プラン、契約容量等の変更を行った場合、変更前後それぞれの期間で算定された本対象額に対し、それぞれの期間に適用される還元率を乗じる方法により d ポイントのポイント数を計算します。

(ア) 料金プランがドコモでんき Green（グリーン）の場合

回線契約要件	d カード契約要件	還元率
2019 年 10 月以降の 料金プラン ^{*1} を特定回線に指定 または OCN モバイル ONE を ご契約いただいていること ^{*2}	需給契約の特定回線 ^{*3} を d カード GOLD のご 利用携帯電話番号として登録していること ^{*4}	6%
	上記以外	3%
上記以外	—	1% ^{*5}

*1 第 4 条に定める 2019 年 10 月以降に提供開始している料金プランをいいます。

*2 第 2 条第 2 号にもとづいてキャリアフリー d アカウントを当社に届け出ているお客さまが、OCN モバイル ONE をご契約の場合、当該キャリアフリー d アカウントとエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「NTT レゾナント」といいます。）の発行する OCN ID を連携のうえ、NTT レゾナントから当社へのお客さま情報の提供に関する規約に同意・登録していることが必要です。還元率判定日時点で本条件を満たしていない場合は、本対象額に対し、1%の還元率を乗じる方法により d ポイントのポイント数を計算します。

*3 特定回線の名義は、需給契約の名義と同一である必要があります。

*4 OCN モバイル ONE をご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理されるキャリアフリー d アカウントに d カード GOLD が紐づいていることが必要です。

*5 お客さまが還元率判定日以前にドコモでんき Green（グリーン）を解約した場合、本対象額に対し、1%の還元率を乗じる方法により d ポイントのポイント数を計算します。

(イ) 料金プランがドコモでんき Basic（ベーシック）の場合

回線契約要件	d カード契約要件	還元率
2019 年 10 月以降の 料金プラン* ¹ を特定回線に指定 または OCN モバイル ONE を ご契約いただいていること* ²	—	1%
上記以外	—	0.5%* ³

*1 第 4 条に定める 2019 年 10 月以降に提供開始している料金プランをいいます。

*2 第 2 条第 2 号にもとづいてキャリアフリー d アカウントを当社に届け出ているお客さまが、OCN モバイル ONE をご契約の場合、当該キャリアフリー d アカウントと NTT レゾナントの発行する OCN ID を連携のうえ、NTT レゾナントから当社へのお客さま情報の提供に関する規約に同意・登録していることが必要です。還元率判定日時点で本条件を満たしていない場合は、本対象額に対し、0.5%の還元率を乗じる方法により d ポイントのポイント数を計算します。

*3 d ポイントのポイント数を計算するにあたり、1 ポイント未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てします。また、お客さまが還元率判定日以前にドコモでんき Basic（ベーシック）を解約した場合、本対象額に対し、0.5%の還元率を乗じる方法により d ポイントのポイント数を計算します。

3. 本対象額を算定する過程で、消費税額および地方消費税相当額を除くにあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げします。
4. 第 1 項および第 2 項の定めにかかわらず、お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合、d ポイントの進呈は行いません。
 - (1) 会員判定日および d ポイントの付与時点で、お客さまが d ポイントクラブ会員でないとき
 - (2) その他、当社の業務遂行上支障があるときまたは当社が不適当と判断したとき
5. お客さまに対する d ポイントの付与は、原則として、料金に係る請求月の月末までに行います。ただし、対象額または d ポイントの算定等における特別の事情がある場合は、その限りではありません。

4. (d ポイント付与に係る回線契約の内容)

前条に定める 2019 年 10 月以降に提供開始している料金プランは、以下のとおりとします。

2019 年 10 月以降に提供開始している料金プラン	home 5G プラン、LTE 上空利用プラン、U15 はじめてスマホプラン、5G ギガホ プレミア、ギガホプレミア、はじめてスマホプラン、ahamo、5G ギガホ、5G ギガライト、5G データプラス、ギガホ 2 (Xi)、ギガライト 2 (Xi)、データプラス 2 (Xi)、ケータイプラン 2 (Xi)、キッズケータイプラン 2 (Xi)、キッズケータイプラン 3、home でんわ
-----------------------------	--

5. (本提供条件の変更)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客さま等に対して当社が適当と判断した方法にて公表または通知することにより、本提供条件の内容を変更することができるものとし、変更日以降は変更後の本提供条件の内容が適用されるものとします。
 - 本提供条件の変更が、お客さま等の一般の利益に適合するとき
 - 本提供条件の変更が、本提供条件の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 前項の規定にかかわらず、当社は、当社が必要と認めたときには、d ポイントクラブ会員へ当社が適切と判断した方法にて公表または通知することにより、本施策の内容（d ポイントの還元率を含みます。）を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

附則

（適用期日）（2022 年 2 月 28 日 制定）

本提供条件は、2022 年 3 月 1 日から適用します。

（適用期日）（2022 年 3 月 22 日 第 1 回改定）

本提供条件は、2022 年 3 月 22 日から適用します。

（適用期日）（2022 年 9 月 14 日 第 2 回改定）

本提供条件は、2022 年 9 月 14 日から適用します。

（適用期日）（2023 年 2 月 24 日 第 3 回改定）

本提供条件は、2023 年 2 月 24 日から適用します。

（適用期日）（2023 年 6 月 1 日 第 4 回改定）

本提供条件は、2023 年 6 月 1 日から適用します。